

## 退職金プランA

令和6年4月1日現在

商品名 (愛 称)	きたしん定期預金 「退職金プランA」
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>当金庫営業エリア内にお住まいの個人のお客さま</li> <li>定期預金と投資信託を同時にお申込みいただけるお客さま</li> </ul>
取扱期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)</li> </ul>
定期預金 預入期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年(自動継続扱いのみ)</li> </ul>
預入・申込金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資信託のお申込金額は100万円以上とさせていただきます。但し、しんきんインデックスファンド225は対象外とさせていただきます。</li> <li>3年以内に受給した退職金を原資とするお預入れに限らせていただきます。</li> </ul>
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日以後に一括して払戻します。</li> </ul>
利 息 (1) 適用金利  (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定金利</li> <li>投資信託のお申込金額の3倍までは年0.5%、3倍を超える金額に関しては年0.3%を満期日まで適用します。</li> <li>年金振込口座のご指定をご確約いただける場合は、投資信託のお申込金額の3倍までは年0.7%、3倍を超える金額に関しては年0.5%を満期日まで適用します。</li> <li>金利上乘せの適用は、当初の預入期間のみといたします。</li> <li>自動継続後の金利は、継続日における預入金額に応じて、「スーパー定期」または「大口定期預金」の店頭表示金利を適用します。</li> <li>満期日以後に一括して払戻します。</li> <li>付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算とします。</li> </ul>
税 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>お利息は利子所得として20.315%(所得税及び復興特別所得税15.315%、地方税5%)が源泉徴収され、源泉分離課税となります。</li> </ul>
手 数 料	—
付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>マル優のお取扱いができます。</li> </ul>
中途解約時 のお取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日前に解約される場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率及び預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。</li> </ul>
金利情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>店頭の電子掲示板または窓口へご照会ください。</li> </ul>

<p>苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または本部事務管理部（9時～17時、電話：0120-778-211）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取扱期間が定められています。</li> <li>・金利上乗せ期間中は、総合口座の担保とすることはできません。</li> <li>・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利息により計算します。</li> <li>・預金保険機構の付保対象預金です。詳細につきましては、店頭に掲示の「預金に関する重要事項のお知らせ」もしくは「預金保険制度」のポスターを参照願います。</li> </ul>
<p>投資信託に関する注意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資信託は預金、保険契約ではありません。</li> <li>・投資信託は預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。</li> <li>・当金庫が取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。</li> <li>・当金庫は販売会社であり、投資信託の設定・運用は委託会社が行います。</li> <li>・投資信託は元本及び利回りの保証はありません。</li> <li>・投資信託は、組入有価証券等の価格下落や組入有価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。</li> <li>・投資信託の運用による利益及び損失は、ご購入されたお客さまに帰属します。</li> <li>・投資信託のご購入時には、買付時の1口あたりの基準価額（買付価額）に、最大3.30%の申込手数料（消費税込み）、約定口数を乗じて得た額をご負担いただきます。換金時には、換金時の基準価額に最大0.3%の信託財産留保額が必要となります。また、これらの手数料等とは別に投資信託の純資産総額の最大年約1.958%（消費税込み）を信託報酬として、信託財産を通じてご負担いただきます。その他詳細につきましては、各ファンドの投資信託説明書（交付目論見書）等をご覧ください。なお、投資信託に関する手数料の合計は、お申込金額、保有期間等により異なりますので表示することはできません。</li> <li>・投資信託には、換金期間に制限のあるものがあります。</li> <li>・投資信託の取得のお申し込みに関しては、クーリングオフ（書面による解除）の適用はありません。</li> <li>・投資信託のご購入にあたっては、あらかじめ最新の投資信託説明書（交付目論見書）及び目論見書補完書面等を必ずご覧ください。投資信託説明書（交付目論見書）及び目論見書補完書面等は当金庫の投資信託取扱店窓口にご用意しています。</li> </ul>

商号等：北群馬信用金庫 登録金融機関 関東財務局長（登金）第233号

北 群 馬 信 用 金 庫